
2003年5月2日「高槻南高校問題」弁護団研究会

高槻南高校廃校処分取消訴訟に関する意見

2003年5月2日

北川邦一(大手前大学社会文化学部教授)

はじめに

法と訴訟に関して素人で本件の具体的経過について訴状による以上には殆ど知らないが、今回の意見・資料は、私の今までの教育的教育法学的研究・学習の中から本件訴訟に多少とも関連すると考えられる事柄を時間その他の限られた条件下でとりあえず抜き書き・列挙したものである。訴訟の全般に及ぶものでないことは当然であり訴状の記述との関連づけも充分でないが、法的また訴訟技術的観点から批判検討し、取捨選択・訂正・読み替え・再構成して頂くことができるならば幸いである。

(一)訴状全般に関して

訴状は子どもの権利条約の条項に基づいて立論するなど非常に良くつくられていると思われる。以下はその大前提の上で、訴状に関連して私が特に重視したい事柄ないしは留意していただきたい諸点である。

「入学契約」に概ね想定されていたはずの高校教育を受ける権利の侵害
生徒会、PTA 等、学校の基本的組織集団を通じての学校の自治・管理への参加

子どもの権利行使に当たって父母が指示・指導する責任・権利・義務の尊重(子どもの権利条約第5条)違反への言及(訴状20頁関連)

府教委の教職員団体との協議責任(ユネスコ教員の地位勧告)違反の重大視、本件経緯で職員会議、教職員組合・分会の果たした役割・動向

府教委教育改革計画のエリート教育重点志向への批判・言及(訴状6頁関連)

大阪府の第3セクターへの資金投入など財政運営の不始末への言及(同8頁)

「普通教育を行なう学校」の法的根拠は、高等学校設置基準第5条第1号(同9頁)

「文武両道」表現の繰り返し出現

(二)生徒の入学時に想定されていた権利として享受すべき教育内容の損害

本件条例改正は、高槻南高等学校入学時に予定されていた同校生徒の教育内容を著しく貧弱なものに変容させた。高等学校には教科教育のみならずその全学校活動による豊かな人間性の発達が期待されているが、予定されていた後続学年生徒の入学が打ち切られることによって部活動、生徒会活動その他の活動が著しく小規模なものにならざるを得ず、そのことによって原告等(特に 03 年度第 3 学年、第 2 学年)同校生徒は、教育法原理的には入学時に同校と取り結んだとみられる入学契約によって権利として保障されていた教育の内容を著しく損なわれたからである。

(三)生徒が学校の自治と管理運営に参加する権利の侵害

教育基本法と子どもの権利条約に基づいて、現代日本の学校においては生徒(である子ども)乃至その法定代理人である父母は、自らまたはその代表を通じて学校の管理・運営に参加する権利を有している。大阪府教育委員会と大阪府議会が生徒・父母集団の意見を聞くことなく高槻南高校の廃校を決定したことは、同校生徒・父母のこの権利を侵害したものである。

(四)青年期における人格的発達・教養形成の権利の侵害

高等学校の教育には、中教審の「新しい時代における教養」答申にも認められるように、教科教育と共に部活動や生徒会活動等の自主的活動、自治的活動を通じての人格的な発達及び教養形成の機会の享受が含まれている。入学契約時に想定されていた部活動や生徒会活動等を著しく貧弱にした大阪府の高槻南高校廃校処分はこのような人格発達・教養形成のための高校における学習・教育活動を受ける権利の侵害である。

特に、同校生徒が、個々の生徒やその集団としてのみならず生徒会等の代表者を通じても学校の存廃について設置者に意見を表明し学校の設置者や教職員、父母、地域関係者と共に考えることは自らの近未来のあり方に密接に関わる問題に取り組むという意味で人格発達・教養形成の重要な機会であった。それにもかかわらず同校の生徒や教職員、父母、地域関係者とそのような機会をもつことを拒絶した大阪府教委は、上記のような権利を著しく侵害したと考えられる。

なお、現代日本の学校教育に求められる教養は、社会における民主主義的な共同乃至協同の促進に寄与すべきものであり、高槻南高は府立高校の中でもそのような人格育成・教養形成に最も寄与してきた学校であるにも拘わらず、大阪府教委がエリート選別教育に重点を置いて同校を廃校処分にしたことは、二重の誤りである。

(五)戦後改革期に想定されていた高等学校への希望者全員入学・無償化及び中等教育の漸進的無償化の世界動向に反する大阪府の教育条件整備の不当

大阪府が教育条件整備義務に違反した不当な教育行政を実施していることは、訴状が指摘しているとおりであり高校生減少による30人学級実現の好機にもかかわらず、基本的な学級生徒数減等の実施を怠り、府下高校生の計画進学率の向上を図ら、近年府立高校の入学金、授業料の値上げ実施してきた。これらは戦後教育改革期に想定されていた高校の希望者全員入学・無償化の想定及び社会権に関する国際人権規約第13条第2項(b)が定める中等教育の漸進的無償化という世界的動向に反している。日本国政府は同条項の実施を留保しているが、同条項が教育政策のあるべき世界標準を示すものであることにかわりはなく、府の学費値上げ等は政府の怠慢に乗じた不当な措置である。

(六)教員団体の教育政策決定への参加を拒んだ府教委行政処分を不当

今日、教育政策決定への教員団体の参加は、前記の「参加と自治の原理」によるのみならず、「教員の地位に関する勧告」(1996年9月21日、ユネスコにおける特別政府間会議)によっても国際的に承認された基準とされている。これに悖る大阪府知事の本件廃校処分は不当である。 以上